

(20) 財団法人 暴力追放鳥取県民会議給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成19年度）

職 員 数	給 与 費			
	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計
3 人	6,668 千円	254 千円	2,490 千円	9,412 千円

（注）職員手当には退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成20年4月1日現在）

一 般 職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
186,300 円	192,867 円	57 歳

- （注）1 「平均給料月額」は、扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一 般 職	大学卒	理事長が別に定める「初任給基準表」によるものとし、年齢、採用前の経験年数、他の職員との均衡等を考慮して理事長が定める。	
	高校卒		

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		経験年数				備 考
		5 年	10年	20年	30年	
一 般 職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	内 容																			
<p>期末手当 勤勉手当</p> <p>（県の規程に 準ずる）</p>	<p>（支給割合）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.2月分</td> <td style="text-align: center;">0.71月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.4月分</td> <td style="text-align: center;">0.71月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.6月分</td> <td style="text-align: center;">1.42月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無</p> <p>（平成19年度実績）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり 平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,489,565 円</td> <td style="text-align: center;">3 人</td> <td style="text-align: center;">829,855 円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.2月分	0.71月分	12月期	1.4月分	0.71月分	計	2.6月分	1.42月分	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給額	2,489,565 円	3 人	829,855 円
区分	期末手当	勤勉手当																		
6月期	1.2月分	0.71月分																		
12月期	1.4月分	0.71月分																		
計	2.6月分	1.42月分																		
支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給額																		
2,489,565 円	3 人	829,855 円																		
<p>退職手当</p>	<p>（支給率）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">自己都合</th> <th style="text-align: center;">勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">勤続20年</td> <td style="text-align: center;">21.0月分</td> <td style="text-align: center;">26.25月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続25年</td> <td style="text-align: center;">25.8月分</td> <td style="text-align: center;">32.25月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続35年</td> <td style="text-align: center;">25.8月分</td> <td style="text-align: center;">32.25月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続40年</td> <td style="text-align: center;">25.8月分</td> <td style="text-align: center;">32.25月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 制度なし</p> <p>（平成19年度実績） 該当なし</p>		区分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	21.0月分	26.25月分	勤続25年	25.8月分	32.25月分	勤続35年	25.8月分	32.25月分	勤続40年	25.8月分	32.25月分			
区分	自己都合	勸奨・定年																		
勤続20年	21.0月分	26.25月分																		
勤続25年	25.8月分	32.25月分																		
勤続35年	25.8月分	32.25月分																		
勤続40年	25.8月分	32.25月分																		
<p>時間外勤務 手当</p>	<p>（平成19年度実績） 該当なし</p>																			
区 分	内 容																			
	対象職員	支 給 月 額																		
<p>管理職手当</p>	<p>一定の管理ま たは監督の地 位にある職員</p>	<p>制度なし</p>																		

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
扶 養 手 当 (県 の 規 程 に 準 ず る)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500 円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人目まで	11,000 円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000円を加算
	(平成19年度実績) 1人当たり平均支給月額 12,000円		
住 居 手 当 (県 の 規 程 に 準 ず る)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1に相当額
	(平成19年度実績) 該当なし		
通 勤 手 当 (県 の 規 程 に 準 ず る)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額 55,000円 >
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	制度なし
		エ 駐車料金を負担している場合	制度なし
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	制度なし
		(平成19年度実績)	
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
110,400 円	3 人	3,067 円	

6 役員の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	-	-	
専 務 理 事	-	-	